

はできず、組織の規模や状況に応じて選択されたものであると考えられる。

(9) 対応の決定と通告の状況(調査票Ⅱ問8、問9)

今回の調査では、いずれの機関においても、様子を見たり、子どもや保護者への指導を行うなどという対応について、担任・担当者への負担が高いことがわかった。特に、担任・担当者が「様子を見る」対応が選択されるのはいずれの機関でも5割から6割超であり、通告等の具体的対応が必要であると判断できないようなグレーゾーンのケースが多数存在することが予想される。実際にはこれに加えて児童相談所等での対応後の経過を、長期にわたって見る必要のあるケースもあるのであり、担任・担当者の負担は限りなく、この意味からもチームアプローチによる責任や役割の分散が求められるところである。

一方で、児童相談所への通告が決定される割合は、小学校で過半数を超え、中学校では7割に達しているが、保育所・幼稚園・児童館では2割～4割程度に留まっており、機関内で対応可能な軽微な事例が多いか、そうでなければ抱え込んでしまう傾向が強いものと考えられる。ただし、児童館では(2)で述べたように、まず小学校と連携するケースが多く、直接児童館が児童相談所に通告する例は少ないと考えられる。

虐待通告は時機を逸すると急激に取り返しのつかない事態に至る可能性を秘めたものであり、仮に抱え込む場合が多いのであるならば、通告・連絡・相談の重要性についての周知とともに、児童相談所等通告先機関がより身近な存在となるよう、日頃からの連携の強化が求められる。

(10) 通告先との連携の課題と問題点

虐待通告に際し、虐待であると確信していたケースは、いずれの機関においても5割前後の数値であった。このことは、虐待であった場合にその後の対応等において連携を図ることのみならず、虐待であると判断できなかった場合にも、疑いが残るのであればその後も引き続き一定期間様子を確認し続ける必要が生じるのであり、通告先との連携の構築と継続が重要となることを意味している。通告およびその後の対応を通して、通告元と通告先は良好な

関係とコミュニケーションを維持することが求められるが、実際のその後の連携状況を見ると、一度だけの連絡・相談に終わっているケースがいずれの機関でも2割前後あり、また連携がうまく行かなかったと認識されているケースの理由が「期待通りではなかった」「情報のフィードバックがなかった」など、コミュニケーション不足をあげるものが上位であることは見過ごすことはできない。重要な課題として受けとめ対策を講じる必要があると思われる。

通告等をした立場については、保育所・幼稚園、小・中学校においては、ほとんどが「組織として」の通告になっているが、わずかながら「担任として」「私人として」という場合も見受けられた。虐待対応は組織的な対応を基本としているが、仮に組織としての決定と、個人の認識が異なった場合、とりわけ最も身近に子どもと接している担任の疑念や不安が拭えない場合は、虐待通告が「疑い」の段階でも可能であり、できるだけ早期の段階で発見し芽を摘むことを目的のひとつとしている以上、組織としての判断とは異なっていたとしても、個人としての通告等も推奨される必要がある。またそのことを実践現場にも周知する必要があると思われる。児童館では、「担当として」の通告が著しく増えるが、これは事業運営上の組織規模が影響しているものと考えられる。この場合、組織的な対応・チームアプローチが、児童館内で組成しきれない場合、例えば当該児童の在籍する小学校との連携が企図される場合もあると推察される。併せて通告先の児童相談所も、そのような状況に鑑み十分な連携を図る必要があると思われる。

児童相談所等への連絡を「通告」として意識していたのは、いずれの機関でも4割～6割程度であり、特にグレーゾーンのケースについては「とりあえず相談してみる」という意識をもった連絡である場合が多いのではないかと予想される。しかし、児童相談所側としては、ひとたび情報が寄せられた以上、それが白であろうと黒であろうとグレーであろうと、一定の判断責任が生じるのであり、その意味では、いずれの場合の「通告」と何ら変わらない対応を求められることになる。にもかかわらず、児童相談所へのコンタクトのとり方を「通告」「相談」「連絡」などと分けて考えることは、逆に判断の主体や責任の所在を不明瞭にし、機関間のチームアプローチが求めているところとは逆の結果を招

く恐れすらあるのであり、児童相談所とコンタクトをとることは「通告」することである、との規定を明確に打ち出した方が、対応が一本化し、不必要な事故を防げるものと考えられる。ただしこの場合、そもそも通告を躊躇する背景には、通告をしたらその後どういうことになるのか、大袈裟なことになって取り返しがつかなくなるのではないか、などの不安が通告元にあることが予想されるのであり、通告後の流れや連携の展開については、児童相談所側も日頃から十分に情報提供する必要があると共に、十分なコミュニケーションが確保できるような体制づくりが重要課題となると考えられる。

通告等に至るまでに要する時間は、把握されてから 8 時間以内である場合がいずれの機関でも最も高く、その後 48 時間までの間に行われるのがひとつの山でとなっている一方、機関内での対応や見守りを決定されたケースを中心に、通告に至るまでかなりの長期間を要するケースも点在しており、二極化が見られる。しかしながら、タイミングを逸してしまう危険性を考えると、また、その後介入が必要となった場合を想定したときに家族再統合援助を行うにあたっては虐待の事実があったできるだけ早い時期にそのことを保護者と確認し(虐待告知と認知)、援助の枠組を構築することがその後の援助の有効性を高めることを考えると、長期化がはらむ危険性は拭いきれない。疑いの段階であっても原則として第一報を児童相談所に通告した上で、その後見守るのであればその期間や、その後の役割分担、またどのような状況になったら介入するかなど、綿密な打ち合わせを行っておくことが重要であり、このことを周知し双方の機関が認識しておくこと、また児童相談所としてはそれに対応可能な体制を確保しておくことが課題であると考えられる。

(11) 各種機関の連携(調査票Ⅱ問 10)

各種機関との連携については、幼稚園を除くいずれの機関においても半数以上の事例で行われていた。ただし、連携先は多岐にわたり、また機関によっても異なる傾向が見られた。機関の特性上、連携先に異なる傾向があるのは当然のことであるが(たとえば、対象とする子どもの年齢が低ければ、保健機関が連携先となることが多いのは必然といえよう)、それがネットワークからの「漏れ」を生んでしまわないよう、対応上の鍵となる機関(市町村や児童相談

所)によるコーディネートが問われるものと思われる。

連携内容についても機関によっていくらかの異なる傾向が見られたが、連携が継続的な協議・相談関係を生んでいる傾向が見られたことは好ましいことといえる。ただし、幼稚園(とくに私立)において、相対的に、継続的な協議・相談関係が図られていない実態があったことについて、今後の課題とすべきであろう。

また、連携内容のうち、一体的に対応を図るに至ったことを示す「一緒に保護者に面接した」「一緒に子どもに面接した」「役割分担しながら一体的に対応した」については、必ずしも多くの事例で該当するものではなかったことに留意したい。このことは機関横断的な課題として受け止めるべきだが、とくに幼稚園において、連携を通して各種機関が一体的に虐待対応を進めていく経験が十分に蓄積されていないことが明らかであった。

次に、連携に対する評価であるが、「うまくいかなかった」という事例が占める割合は、きわめて限られたものであった。とくに、保育所と小中学校では、「うまくいった」への回答が「うまくいった部分もある」に対するものよりも多く集まり、その全事例に占める割合も 50%を超えるものであった。

連携がうまくいった理由については、いずれの機関においても多様な選択肢への回答があった。ただし、とくに中学校で「保護」という結果を以って「うまくいった」としている傾向が強く見られたことは気にかかることである。もしかしたら、子どもの年齢が高い場合、重篤な性的虐待や、幼少期から発見されずにいた虐待、あるいは子どもの激しい行動化が伴っている事例などが増えるということかもしれない。あるいは、安易な保護を中学校が求めているということを表しているのかもしれない。保護が求められる背景については本調査では明らかにされていないし、ケースによって何が適正な結果なのかは異なるため、当該結果について安易な解釈を行うべきではないが、保護という方針について機関間で統一的な見解がスムーズに得られたのかなど、詳細なケース分析なども行いながら、さらに検討を進めていくことが必要だろう。

一方、うまくいかなかった理由については、「子どもや保護者などの状況に具体的な改善が見られなかった」「こちらの望む対応と連携

先の対応がずれた」「連携先がその後の動きなどを知らせてくれなかった」が主たるものであった。これらについては、連携の際に十分に配慮すべき事項であると思われる。

さて、連携に関してこのような一連の細かな設問を用意したのは、「連携しています」「うまくいっています」という声が関係機関から出てくる一方、その連携先となっているところから、「あそこの機関は電話さえすれば連携だと思っている」「とにかく児童相談所に保護させることだけが連携の成果だと頭から決め付けていて、自分たちで具体的に何かしていこうという意識が乏しい」という声が出てくる実態があるためであった(研究班会議での討議内容より)。本調査を通して、関係機関に通告・連絡・相談をすれば、その関係は継続的なものとなる場合が多いことや、連携がうまくいっていると評価される場合が実際には多いことが明らかにされる一方、一体的対応というものがまだ浸透しきっていないことなども明らかにされた。総括的には、機関連携の目的と課題について整理し、周知徹底していくことがまだまだ必要とされているといわざるを得ないであろう。

(12) 制度の認知(調査票Ⅲ問3、問4)

虐待の早期発見の努力義務や通告制度については、いずれも施設種別に関わらず7割以上の職員、教職員が知っていた。特に、保育所や児童館といった児童福祉施設の職員は、幼稚園や学校の教職員よりも周知度が高くなっている。この結果は、調査票Ⅲ問2で8割以上の職員、教職員が「虐待問題に関心がある」という結果を裏付けるものといえる。

それでも、例えば「通告は、確証がなくとも疑いの段階でできること」を「知らなかった」と回答した者が、幼稚園では512人(31.0%)、小学校では4,547人(35.5%)、中学校では1,670人(39.5%)もおり、保育所や児童館でさえ、それぞれ1,528人(22.7%)、1,153人(25.4%)もいる。他の制度についても、「知らなかった」と回答した者がいずれも3~4割いたが、決して無視できる数値ではない。

また、制度に対する認知状況は、施設の種別に関わらず、管理運営に従事する職員に比し、実際に子どもと関わる職員の方が低くなっている。問4の結果からも明らかなように、管理運営職員の方が研修や会議等を通じて制度を知る機会が多いからと考えられるが、早期発

見と通告は学校や保育所等関係機関における根幹的な役割であり、とりわけ子どもに直接関わる職員は虐待の発見や援助において重要な役割を担っていることから、周知徹底を図る必要がある。

(13) 虐待を発見した場合の対応(調査票Ⅲ問4)

「今後虐待を発見したときに通告するか」を尋ねたが、施設種別に関わらず「必ず通告する」「場合によっては通告する」を合わせると9割以上を占めている。

しかし、全回答の5割を占めた「場合によっては通告する」という回答について、「どのような場合に通告するか」を尋ねたところ、「虐待の確証がある」「所属長の了解がある」「重篤な虐待が認められる場合」が各施設に共通して多く見られた。実際にはグレーゾーンを含めた様々なケースがあり、必ずしもすべてが通告対象となるとはいえないが、これらが通告条件として挙げられたことに疑念がなくはない。すなわち、虐待の確証がなくても通告する義務があり、確証がないことを理由に通告を控えるのは誤りと言わざるを得ないし、子どもの生命、安全が最優先されなければならない虐待への対応では、たとえ所属長の了解が得られなくても必要な場合は通告しなければならない。さらに、虐待が重篤であるかどうかは高度な客観的判断が必要となり、担任等が個人で判断できるものではないし、してはならない。ガイドラインの策定に当たっては、これらのことについて具体的に説明する必要があると思われる。

(14) 虐待問題についての研修等(調査票Ⅲ問6)

虐待問題について学んだ経験の有無を問うたが、「学んだことがない」と答えた職員、教職員が、保育所では9.4%、児童館では9.7%と少ないのに対し、公立幼稚園では10.3%、私立幼稚園では10.4%、小学校では17.4%、中学校では22.1%と多くなっている。

また、学んだことのある職員、教職員に対し、何で学んだかを聞いたが、各施設種別に共通して最も多かったのは「啓発のパンフレットや冊子など」であり、保育所や児童館では「区市町村主管課が開催する研修会や講演会」がそれぞれ32.7%、34.0%、「その他の機関や団体が開催する研修会や講演会」がそれぞれ

20.5%、17.0%と研修会での学びが比較的多くなっているものの、公立幼稚園、私立幼稚園、小学校、中学校では、「都道府県教育委員会が開催する研修会や講演会」がそれぞれ17.2%、6.1%、13.0%、13.0%、「区市町村が開催する研修会や講演会」がそれぞれ26.1%、8.8%、17.0%、14.2%、「その他の機関や団体が開催する研修会や講演会」がそれぞれ16.1%、14.2%、11.2%、10.6%と相対的に少なくなっている。

啓発のためのパンフレットや冊子は、簡略で読み易いメリットはあるが、最低限度の総合的・体系的な知識を学ぶには限界がある。今回の調査となった各施設は、虐待の早期発見や対応において極めて重要な役割を担っていることを勘案すれば、書籍とまでは言わないまでも研修会の積極的な受講が望まれる。

(15) 虐待防止ネットワークに対する認知(調査票Ⅲ問7、問8)

今回の調査では、施設種別に関わらず殆どの職員、教職員が連携の必要性を認識していた。にもかかわらず、連携の基盤ともいべき児童虐待防止ネットワークの存在について「知らない」と答えた職員、教職員は、保育所では45.0%、児童館では41.5%、公立幼稚園51.0%、私立幼稚園60.8%、小学校67.9%、中学校70.0%と極めて多数を占めている。

虐待対応における機関連携の重要性は言うまでもないが、虐待防止ネットワークは「子ども虐待防止という共通の目的のもとに、情報や認識の共有化を図り、援助や施策の方向性を模索し合い、一体となって援助するための関係機関や民間団体による有機的なつながりを実現するための組織的な取組みであり、連携基盤」(注3)であり、円滑な機関連携には不可欠のものである。特に今回の調査対象となった施設はいずれも虐待防止ネットワークの重要な構成機関となり得るものであり、ネットワークに関する周知が喫緊の課題といえる。

その際、単に連携の必要性のみを強調するのではなく、ネットワークの構造やネットワークにおける各施設の役割、ネットワークを効果的に運営するためのポイントなど、踏み込んだ啓発が必要と考えられる。

(16) ネットワーク会議に出席した経験(調査票Ⅲ問9)

ネットワーク会議への出席は、いずれの機関においても、「会議に出席したことはない」という回答が最も多く、かつその割合は最も低い公立幼稚園においても710人(64.7%)であった。小学校、中学校においては、回答者の約75%がこれに回答していた。出席した経験を示す選択肢への回答は、いずれも10%を下回るものであったことから、多くの学校等関係機関の職員は、ネットワーク会議に具体的に参加をしてチームで対応を進める経験をほとんど有していないことが明らかである。

① 機関代表者会議

機関代表者会議に出席したと回答した者を対象とする設問への回答状況を見ると、いずれの機関においても定例的に出席している者は限られ、「必要に応じて」という出席をしている者が多かった。この「必要に応じて」というのは、実際の機関代表者会議の構成員数に限りがあることから(機関の長が全員参加する性質のものではなく、機関の長の代表が出席するものとなっていることが実際であることから)、校長会等の会長や副会長が原則出席しているということを意味していることが考えられる。

しかし、この出席意識は、決して好ましい運営がなされていることの証左になるわけではない。本調査では、当該会議への評価で、「形式ばかりにとらわれて本来の機能を発揮していない」「十分な情報共有や迅速な対応ができないことが多い」「発言等がその後の対応に活かされないことが多い」という3項目について、機関横断的に見て20%以上の回答割合を示すことが多いことから、機関代表者会議を見直す重点課題として捉えておいた方がよいと思われる。加えて、とくに幼稚園で「適切に運用されている」が20人(33.9%)にとどまっており、ほかの機関よりも低い評価をする傾向が見られることに留意しなければならない。

機関代表者会議は、実務担当者あるいはケース担当者がスムーズな機関連携を図れるようにするために、各機関で最終責任者となる代表者が組織的な連携を率先して図っていくものであり、定例的に組織間の意思疎通をチェックしていく機会となるものである。また、代表者が人事異動で動いた場合にも、このような機会が重要なものとなる。形骸化して実務者の対応に支障が生じないよう、機関代表者会議

の意義や目的の周知が果たして充分になされているか、また形骸化していないかを継続的に検討することが大事であるように思われる。

② 関係機関職員を対象とした研修会

関係機関職員を対象とした研修会は、機関によって主催者がやや異なっているものの(たとえば、小中学校では「児童相談所」が約25%を占めていたり、公立幼稚園では「区市町村の保健関係課」が34.1%を占めていたりするなど)、「区市町村の福祉関係課」が主催者となることが多い傾向がわかった。

また、研修に対する評価は、いずれの機関においても高いものであった。他設問において、研修に対するニーズが高いことが明らかのため、区市町村に実施する研修プログラムがより効果的なものとし、あわせてそこへの参加率を上げていくことが必要であろう。

③ 実務者会議

実務者会議については、幼稚園、小学校、中学校では調査を行っていない。保育所と児童館では調査を行ったが、その出席状況は、やはり「必要に応じて」というものが多かった。これも、ネットワークが各校区に一つずつ設置されているようなところであればともかく、多くはそれ以上に広い範囲で設置されているため、実務者だからすべての実務者会議に出席するというにはなっていないことを示しているものと思われる。

しかし、本調査において実務者会議への評価を行ったところ(保育所のみ)、「機関や人が情報を抱え込む結果、情報共有や対応ができない」「発言や取り決め内容がその後の対応に活かされない」「個人情報外部に漏れるのではないかと心配である」に少なくない回答が見られたことから、やはり実務者会議の運営についてもより詳細に検討する余地があると考えられる。とくに、児童相談所運営指針等の改正でこの実務者会議の運営についても強化が図られるようになったこともあり、継続的な調査が必要といわねばならない。

④ 実務者で構成されるケース検討会議

ケース検討会議については、いずれの機関においても、「必要に応じて出席」していることが多い。また、その主催者は、機関代表者会議と同様、「区市町村の福祉関係課」であることが多い。

ケース検討会議に対する評価では、機関代表者会議、実務者会議に対するものと同様、

最も多い回答は「適切に運用されている」だが、その一方で課題となるものも機関横断的に特定されている。それは、「機関や人が情報を抱え込む結果、情報共有や対応ができない」「発言や取り決め内容がその後の対応に活かされない」「個人情報外部に漏れるのではないかと心配である」といったものであった。

後述する「行政への要望」で述べるが、関係機関ではまだまだ虐待対応に関する専門的なノウハウが不足しているのが現状である。ノウハウが蓄積されない以上、いくら関係者が顔をつき合わせても、適切な判断を下すことにはどうしても限界がある。ときには、安易に保護の方針を打ち出したり、保護者に寄り添いすぎてしまったりすることも出てこよう(誤解を招かないように付言すれば、このことはネットワークの意義を否定するものではない)。児童福祉司経験者をネットワークのスーパーヴァイザーとして登用することなどが始まりつつあるが、こうしたマンパワーの強化とともに、ケース検討会議が実務者の不安を具体的に解消していける場としていくことが大切である。

⑤ 会議に出席しない理由

最も多い回答である「出席したことはない」に該当する者に、その理由をたずねた。「会議出席の要請がないから」「児童虐待防止ネットワークの会議があることを知らない」「該当事例がないから」が機関横断的に共通する三大理由であることがわかったが、ネットワークの存在が周知されていないことが注目される。

(17) 虐待に対する保育所等の対応(調査票Ⅲ問10)

回答者が所属する機関による虐待対応の評価では、「適切に対応している」という回答がいずれの機関でも多かった。機関横断的に共通する課題を見ると、「(所属機関内で)虐待問題について協議する機会が少ない」「虐待問題に対する専門的知識が不足している」「(所属機関内での)役割分担のシステム化」があげられるが、その具体的回答割合を見ると、調査結果で指摘したとおり、機関間でやや傾向が異なることがわかった。

本調査では、「何を以って適切に対応しているとしているのか」という質的側面まではわからない。また、課題を多く感じていることが、実態的に不適切な対応を多くしているということの意味するわけでもない。ここで指摘した回答

割合の違いが持つ意味については、もっと慎重な検討が必要であろうが、後述する「行政への要望」への回答状況から見ると、専門的ノウハウの導入と対応の体系化を促進することが、中学校教職員をはじめとして、関係機関職員の意識的負担感を軽減することになるということはいってよいだろう。とくに、小中学校において、直接ケース担当をする職種から否定的な評価が出ていることは、組織的な対応を阻害する要因を検討する上で見逃せない事実である。

(18) 児童相談所に通告や児童相談所と連携した経験(調査票Ⅲ問 11)

児童相談所への通告や連携経験については、いずれの機関においても「経験がない」が多数派を占めた。ただし、中学校ではその割合が 64.9%にとどまっており、幼稚園、保育所、児童館が 80%を超えているのとは対照的である。中学校については、非行問題等を通して、児童相談所との連携の蓄積があるということかもしれない。

なお、職種で経験率に開きがあったが、ケースを担当している職員を支えたりする意味からも、もっと一般教職員が児童相談所と話し合いをする場に柔軟に参画する必要性がないか、検討をしてみる必要がある。

(19) 児童相談所の虐待対応への期待(調査票Ⅲ問 12)

関係機関から児童相談所に期待するものは明瞭であった。すなわち、とにかく「迅速に対応」することであり(いずれも機関でも 70%を超える回答割合)、「保護者が拒否しても職権により家庭に立ち入るなど、調査」を積極的に行うということである(いずれの機関でもおおむね 40%の回答割合)。権利擁護の砦としての児童相談所をイメージさせるものであり、毅然とした対応こそ期待されているといえよう。加えて、「調査結果や援助方針、援助経過などについての情報提供」は、いずれの機関からも 20%を超えて期待されることが多いものであったことから、「迅速かつタイムリーに」という要望が強くあるものと考えてよいだろう。

また、細かなところでは、「保護者の権利より子どもの権利を優先して欲しい」について、中学校は 20%未滿、小学校及び幼稚園が 20~25%程度、児童館が 29.1%、保育所が

31.8%と大きな開きが見られたのは興味深い結果の一つである。この結果を、「福祉機関において高い割合を示す傾向がある」と見なした場合、一つの解釈としては、「子どもの権利」ということを大学等の授業や研修等で教授された職種が勤務しているためであるといえるかもしれない。

同様に、「専門的な観点からの関係機関への助言や支援」を期待するものは、幼稚園及び小中学校ではいずれも 30%を超えているが、保育所では 27.5%、児童館にいたっては 20.6%と明らかに低く、教育機関と福祉機関の間で差が見られた。これも、一つの仮説としては、福祉機関に勤務する職員の方が虐待についての学習機会を相対的に多く得ているということが考えられる。いずれにしても、研修等の学習機会を確保することは、間違いなく関係機関の虐待対応能力を向上させていく上で、欠かせない施策になるものと思われる。

(20) 児童相談所に対するイメージ(調査票Ⅲ問 13)

児童相談所に対するイメージでは、「職員が不足しており、忙しい」ということが比較的共通してもたれているものであるといえる。ただし、児童相談所と連携することが多い中学校(問 11)では 52.4%の教職員がこれに回答し、小学校及び児童館も 50%近くの回答を集めたが、幼稚園と保育所の回答割合は 30%台後半であった。

また、多忙さと表裏一体の問題であるが、「対応が遅い」も比較的多くの回答があった選択肢である。幼稚園及び小学校では 20%台、中学校では 30.0%、保育所と児童館では 30%台後半の回答割合となっており、とくに福祉施設からは厳しい評価がなされている。そして、「適切に対応している」という選択肢には、小中学校では約 25%が回答しているが、保育所は 14.7%、児童館にいたっては 11.5%とかなり低い割合となっている。

そのほか、調査結果で詳細に述べたように、「家庭から子どもを引き離すべきかどうかについての判断が甘い」「子どもの権利より保護者の権利を優先しているため、弱腰である」「調査結果や援助方針、援助経過などについて情報提供不十分」といった選択肢に回答が多くなされていたが、概して、教育機関よりも福祉機関の方がネガティブなイメージを強く抱いて

いることがうかがえた。その理由については本調査でははっきりしたところはわからないが、いずれにしても、今後、機関連携を促進する上で、各種機関の現状について理解を深め、ケース対応の目的と方法について大きな食い違いが生じないよう、十分に留意しておく必要がある。

また、機関間で認識に違いはあるものの、総じて、手放しで「児童相談所はよく機能している」と評価されているわけではないことが明らかである。児童相談所は、寄せられる期待が高い分、現実とのギャップがどうしても大きく見えやすいのかもしれない。児童相談所の強化は喫緊の課題といえるであろう。

(21) 児童虐待によりよく対応するため、行政に望むこと(調査票Ⅲ問 14)

最後に、行政に望むことである。これについては、「虐待対応について相談できる専門機関の整備」と「カウンセラー等専門家の配置や派遣」が最も多い回答となっており、三番目に「児童虐待についての研修の強化」がおおむね 40% 台の回答割合で続いているという結果であった。また、「被虐待児童救済のための関係機関からなるサポートチーム」へおおむね 30% 台(やや幼稚園が低い)の回答がなされていることも共通している。

先述したように、関係機関ではまだまだ虐待対応のノウハウが決定的に欠けており、体系的に対応システム及びそこで求められるノウハウを構築していくことも発展途上にあるものと考えられる。このとき、児童相談所等専門機関の強化や新たな専門家の派遣事業等、さらなる資源投入が求められることを想定しながら、虐待対応のグランドデザインをイメージしていくことが大切だろう。

(22) ビネット調査(調査票Ⅲ問 15)

通告意識に関するビネット調査では、虐待事例に遭遇したことのある教職員、虐待問題への関心が高い教職員、「虐待事例に遭遇した場合に通告する」と回答した教職員は、そうでない教職員に比して、通告意識が有意に高くなっている。教職員間で事例を共有したり、研修などによる意識啓発が重要と考えられる。

また、教職員の年齢が高くなるほど、特に身体的虐待や心理的虐待に関しての得点平均が低くなる傾向が見られた。高い年齢層の認

識が低いことにより、若い教職員が虐待の可能性を感じた場合に、通告しにくい構造となっていると考えられる。高い年齢層への一層の啓発を図るとともに、個人としての通告も可能であること、通告源は秘匿されることなどの周知を図る必要がある。

E. 結論(要約)

(1) 過去 3 年半(保育所、児童館は 4 年半)において虐待事例に遭遇したのは、幼稚園では 20.5%、小学校 35.2%、中学校 27.6%、保育所 48.4%、児童館 23.0%。1ヶ所当りの被虐待児童数は、幼稚園 1.7 人、小学校 2.0 人、中学校 2.1 人、保育所 2.5 人、児童館 2.0 人。

(2) 児童相談所で取扱うケース(厚生労働省調査)と比較すると、いずれの施設もネグレクトが児童相談所より多く、心理的虐待が少なくなっている。

各機関におけるネグレクトへの認識が進んでいるとともに、ネグレクトには様々な態様、程度があり、地域の関係機関との連携等で対応が可能なものもあることから、児童相談所への通告に至らないケースが少なくないと考えられた。また、児童相談所では、子どもに関する各般の相談に対応しており、心理的虐待を主訴としなくても、他の性格・行動上の相談の中で心理的虐待が把握されることによるのではないかと考えられた。対応ガイドラインでは、子どもの性格・行動上の問題の背後に虐待が隠されている場合が少なくないことの周知を図る必要があると考えられた。

(3) 幼稚園や保育所では低年齢のため、子どもの言動や子ども自身の話から把握することは難しく、子どもの身体的な受傷痕や登園状況、保護者の様子から把握するケースが多い。このため、虐待の兆候を見抜く目が重要。小学校、中学校では、自らの口で担任に虐待の事実打ち明けることも多くなる。特に、「性的虐待」は、「児童本人の話から」が上位を占めている。子どもが悩みを打ち明けられるような環境づくりに留意するとともに、打ち明けられた際の対応が重要となる。

また、施設種別に関わらず、一貫して大きな要素になっているのが、「登校(園)の状況」であり、欠席が続くような場合は注意が必要。

(4) 虐待の発見者の大半は管理職に相談している。その後の進行管理も管理職が行っているところが多いが、担任が行っているところも見られた。担任は日常的に子どもの状況等を把握できるが、子どもとの距離感が近いだけに観察や判断において主観的になり易い。また、担任への負担が大きくなりやすい。従って、担任以外の者が客観的立場から進行管理を行うことが必要と考えられた。

(5) 対応策の検討・決定方法では「職員会議」と「上司に個別に相談」が二分されたが、年齢の低い施設では「職員会議」の割合が高く、年齢の高い施設では児童館を除き「上司と個別に相談」の割合が高くなっている。

虐待対応では学校(園)全体での取り組みが求められることから、職員会議で検討・決定するのが望ましいと考えられ、その旨の周知が必要となると考えられた。

(6) 対応策の検討・決定内容では、いずれの施設種別とも「担任が経過を見る」が約 6 割で最も多くなっているが、担任が経過を見るケースは、虐待の疑いがあるものや軽度の虐待であると推測される。このようなケースが多いというのは、それだけ虐待の早期発見がなされているとも考えられるが、リスク・アセスメントが適切に行われたのか等、虐待の程度や態様と対応策との関連をさらに詳細に分析する必要がある。また、指導は無論のこと経過を観察する場合においても、援助に関する基本的な視点と具体的なスキルが必要であり、研修の充実が望まれる。

(7) 児童相談所への通告は、年齢が上がるごとに、「あり」の割合が増えている(幼稚園では 50.5%、中学校では 81.8%)。先行研究と比較すると、校内での抱え込みの構造が薄れつつあり、関係機関と積極的に連携していこうという方向性が見える(先行研究では全体の 39.6%が校内のみの対応)。

なお、学校と家庭の間に位置する児童館にあっては、緊急性を要する場合を除き、単独での通告、援助は避けるべきであり、学校との連携が特に強調されるべきである。

(8) 通告・連絡・相談時点での虐待の確信の

有無では、施設種別で若干違いはあるものの、「確信していた」と「疑っていたが、確信はなかった」がほぼ同程度となっている。

(9) いずれの施設種別においても、9 割近くが通告・連絡・相談後も連携を図っている。また、連携の結果では、7 割以上がうまくいったと評価している。

(10) 通告・連絡・相談しなかった理由では、「校内(園内)の対応で可能と判断されたため」「虐待であるとの判断に自信が持てなかったから」「家庭のプライバシーを侵害すると考えたため」の 3 つの要因がいずれの施設種別においても多くを占めた。児童虐待防止法は、虐待の確証がなくとも通告するよう規定しているが、「虐待の自信がない」ために通告に至らないケースが 3 割～4 割見られた。制度の周知が必要と考えられた。

(11) 虐待が疑われる事例に関わった経験のある職員は、2～3 割。関わった人数は、職員 1 人当たり 1.5 人～1.8 人。

(12) 虐待問題に関心のある教職員は 8 割以上に上るが、例えば「通告は、確証がなくとも疑いの段階でできること」を知らない教職員は、幼稚園 31.0%、小学校 35.5%、中学校 39.5%、保育所 22.7%、児童館 25.4%となっている。制度の周知に向けた一層の取り組み強化を図る必要があると考えられた。

なお、全体的に制度の認知状況は、福祉系施設の方が良好であり、また、いずれの施設種別についても管理職の方が良好である。

(13) 「今後虐待を発見したときに通告するか」を尋ねたところ、「必ず通告する」は 4 割程度、「場合によっては通告する」は 5 割前後となっている。また、施設種別に関わらず、管理職の方が通告意識が高くなっている。

「場合によっては通告する」と回答した教職員にどのような場合に通告するかを聞いたが、各施設種別を通じて最も多かったのは、「虐待の確証がある」で、幼稚園 77.1%、小学校 73.7%、中学校 71.5%、保育所 74.4%、児童館 77.1%となっている。

(14) 虐待問題について学んだ経験のない教職員は 1 割～2 割で、児童の年齢が上がるほ

ど学んだ経験のない職員が増える傾向にある。学ぶ機会としては、いずれの施設種別も「啓発のパンフレットや冊子など」が最上位を占めており、「研修」は福祉系施設では 3 割程度であるのに対し、教育系施設では 1 割程度に止まっている。また、研修機会は管理職の方が直接子どもたちに関わる教職員より多くなっている。

(15) 機関連携の必要性については、各施設種別とも「大いに思う」「思う」が 9 割以上を占めている。しかし、「児童虐待防止ネットワーク」が存在するかどうかかわからないと答えた教職員は、4 割～7 割を占める。管理職の方がネットワークの存在を知っている傾向にあるが、ネットワークは連携の基盤として極めて重要なものであり、また、実務者レベルによる具体ケースに即した情報や認識の共有、連携が極めて重要となることから、その周知が喫緊の課題であると考えられた。

(16) 児童相談所の虐待対応への期待では、圧倒的に多かったのは「迅速な対応」で、いずれの施設種別についても 70%を超えており、次いで、「保護者が拒否しても職権により家庭に立ち入るなど、調査」及び「家庭から子どもを引き離すべきかどうかについての的確な判断」、「専門的な観点からの保育所などへの助言や支援」が多くを占めた。

(17) 児童相談所に対するイメージでは、「職員が不足しており、忙しい」ということが比較的共通してもたれている(3 割～5 割)。「対応が遅い」も 2～3 割の教職員に見られた。「適切に対応している」は、小中学校では約 25%あるが、保育所 14.7%、児童館 11.5%と低い割合となっている。「専門性が低い」とする回答割合は、いずれの機関においても極めて低い。

いずれの施設種別においても、児童相談所との連携経験を有する教職員の方が経験のない教職員より「適切に対応している」と評価する割合が高くなっている。児童相談所はマスコミ等から「対応が遅い」「判断が甘い」などの批判に晒されているが、その影響なのか否定的なイメージを持つ教職員が多いが、実際に通告・連携してみると、そのようなイメージが払拭される場合も少なくないことを本結果は物語っていると考えられた。

(18) 行政に望む事柄では、「虐待対応について相談できる専門機関の整備」「カウンセラー等専門家の配置や派遣」「児童虐待についての研修の充実」「被虐待児童救済のための関係機関からなるサポートチーム」などが多く挙げられている。

(19) 通告意識に関するビネット調査(短い 39 のエピソードに対して、それぞれ通告の要否を尋ねた調査)では、虐待事例に遭遇したことのある教職員、虐待問題への関心が高い教職員、「虐待事例に遭遇した場合に通告する」と回答した教職員は、そうでない教職員に比して、通告意識が有意に高い。教職員間で事例を共有したり、研修などによる意識啓発が重要と考えられた。

F. 研究発表

1. 論文発表

・玉井邦夫(2006)「学校現場および教育行政における虐待対応の実態と課題」『子どもの虐待とネグレクト Vol18 No.2』、183-189

2. 学会発表

・澁谷昌史、才村純、有村大士他(2006)「小中学校における子ども虐待対応構造に関する考察ー子ども虐待に関する知識の組織内配分と意思決定手続きに注目して」、第 54 回日本社会福祉学会(新座市)

G. 資料 (調査票)

●該当事例について

○現任校において、この3年半（平成14年4月～平成17年7月末）で虐待事例もしくは虐待が疑われる事例に遭遇したことがありますか

1. ある 件数 件 人数 人
2. ない

※調査対象期間（平成14年4月～平成17年7月末）内で遭遇した事例についてお答えください。現在では卒業している児童であっても、調査対象期間内に遭遇した事例については対象となります。

※件数は遭遇した事例の総数、人数は当該虐待を受けた児童の総数です。例えば、遭遇事例1件について、3人のきょうだい全員が虐待を受けておれば 1件3人、特定の子ども1人が虐待を受けている場合は、1件1人とカウントしてください。

※「虐待が疑われる事例」とは、他の児童や保護者からの情報をはじめ、生傷が絶えない、急に元気がなくなった、火傷の痕が見られる、衣服や体が極端に不潔である、家で食事を食べさせてもらっていないようだなど、「虐待」との確証はないが、虐待を受けているおそれがあると思われる事例をさします。

※遭遇事例がない場合は、「調査票Ⅱ 事例調査」にお答えいただく必要はございません。この場合でも、「調査票Ⅲ 意識調査」にはお答えください。

回答の手引きに基づき、事例番号を必ずご記入ください

事例調査

アンケート調査へのお願い

学校や児童福祉施設による児童虐待へのより積極的な取り組みが求められています。この調査は、全国の小学校、中学校、幼稚園、保育所、児童館のご協力をいただき、子どもの虐待に対して、それぞれの施設がどのような対応を行い、どのような課題を抱えているのかを明らかにすることによって、各施設の実情に即した虐待対応に関するガイドラインを策定することを目的としています。

調査票は次の3つで構成されています。

- ① 調査票Ⅰ：施設の属性と虐待事例への遭遇の有無
- ② 調査票Ⅱ：事例調査
- ③ 調査票Ⅲ：意識調査

本調査票は②の事例調査です。調査期間(平成14年4月～平成17年7月末)において遭遇した事例がある場合に、そのすべての事例についてどう対応されたかをお伺いするものです。

ご多用のところ誠にお手数をおかけしますが、本調査の趣旨をご理解いただき、調査にご協力賜りますようお願い申し上げます。

お答えいただいた調査票は、統計的に処理することとし、公表に際しましては、学校名や個人名が特定されることは一切ございません。研究結果は「厚生労働科学研究報告書」として取りまとめるとともに、日本子ども家庭総合研究所のホームページにおいて公表しますので、ご覧いただきたいと存じます。

日本子ども家庭総合研究所 <http://www.aiiku.or.jp/index.php>

なお、ご記入に当たって、ご不明な点などがありましたら、お手数ですが、下記までお問い合わせください。

日本子ども家庭総合研究所 才村 FAX 03-3473-8408、Eメール saimura@aiiku.or.jp

事例調査のご記入に当たって

※ 別紙「回答の手引き」をご参照ください。

- ・「調査票Ⅰ」において、「遭遇事例あり」とお答えいただいた場合は、本調査票の設問にお答えください。
- ・お答えいただく子どもが複数いる場合は、誠に恐れ入りますが、調査票を人数分コピーしていただき、ご記入ください。
- ・複数のきょうだいが虐待を受けている場合は、それぞれの子どもについてお答えください。ただし、この場合、事例番号は同一となります(回答の手引きをご参照ください)。

問1. 子どもの学年と性別

①学年

1. 在籍 → 年生
2. 卒業生
3. 途中転出

②性別

1. 男
2. 女

問2. それはどのような種別の虐待ですか。

※虐待の定義については、回答の手引きをご参照ください。

①. 主な虐待の種別

(1つだけ○)

1. 身体的虐待
2. ネグレクト(養育の拒否・怠慢)
3. 性的虐待
4. 心理的虐待
5. わからない

②. その他の虐待種別

(いくつでも○)

1. 身体的虐待
2. ネグレクト(養育の拒否・怠慢)
3. 性的虐待
4. 心理的虐待
5. 特になし
6. わからない

問3. 最初に誰が虐待を把握されましたか。

(1つだけ○)

1. 担任
2. 校長
3. 教頭
4. 学年主任
5. 生徒指導主事
6. 担任以外の学年担任
7. 養護教諭
8. スクールカウンセラー
9. その他(具体的に:)

問4. どのような経緯で把握されましたか。 (いくつでも○)

1. 生徒の身体的様子から
2. 生徒の言動から
3. 生徒本人の話から
4. 生徒の登校状況から
5. 保護者の様子から
6. きょうだいの話から
7. 他の保護者の話から
8. 他の生徒の話から
9. 他の教職員の話から
10. その他(具体的に:)

問5. 最初に把握した人は、一番最初に誰に相談しましたか。 (いくつでも○)

1. 校長
2. 教頭
3. 学年主任
4. 生徒指導主事
5. 養護教諭
6. 担任
7. 他の学年担任
8. スクールカウンセラー
9. 都道府県教育委員会
10. 区市町村教育委員会
11. 教育相談機関
12. その他(具体的に:)
13. 誰にも相談しなかった

問6. 校内では誰が最終的に情報を集約し、進行管理を行いましたか。 (1つだけ○)

1. 校長
2. 教頭
3. 学年主任
4. 生徒指導主事
5. 養護教諭
6. 担任
7. 他の学年担任
8. スクールカウンセラー
9. その他(具体的に:)
10. 情報を集約し、進行管理を行った人は特にいなかった
11. わからない

問7. 把握された後、対応策について校内のどのような場で検討または決定を行いましたか。 (1つだけ○)

1. 職員会議において対応策を検討または決定した
2. 上司に個別に相談して対応策を検討または決定した
3. 上司以外の教職員に個別に相談して対応策を検討または決定した
4. 同僚に私的に相談して対応策を検討または決定した
5. その他(具体的に:)
6. 特に検討または決定を行わなかった

問8. 問7の検討または決定の内容は何ですか。 (いくつでも○)

1. 担任が経過を見ることとした
2. 担任が保護者への指導など中心的な対応を行うこととした
3. 担任が生徒への指導など中心的な対応を行うこととした
4. スクールカウンセラーが経過を見ることとした
5. スクールカウンセラーが保護者への指導など中心的な対応を行うこととした
6. スクールカウンセラーが生徒への指導など中心的な対応を行うこととした
7. 担任以外の教職員(具体的に:)が経過を見ることとした
8. 担任以外の教職員(具体的に:)が保護者への指導など中心的な対応を行うこととした
9. 担任以外の教職員(具体的に:)が生徒への指導など中心的な対応を行うこととした
10. 教職員同士で役割分担するなど学校を挙げて経過を見ることとした
11. 教職員同士で役割分担するなど学校を挙げて保護者や生徒への指導など積極的な対応を行うこととした
12. 教育委員会に相談することにした
13. 児童相談所に通告・連絡・相談することにした
14. 福祉事務所に相談することにした
15. 警察に相談することにした
16. その他の機関に相談することにした(機関名を具体的に:)
17. ネットワーク会議(回答の手引き参照)を通じて関係機関と対応を協議することにした
18. 対応についての方向性は出なかったまたは現在出していない

問9-1-⑨-2. 通告・連絡・相談先とのその後の連携はうまくいきましたか。

(1つだけ○)

1. うまくいった → 問10へお進みください
2. うまくいかなかった

問9-1-⑨-3. どうして連携がうまくいかなかったとお考えですか。(いくつでも○)

1. 学校が忙しかったから
2. 通告・連絡・相談先が忙しかったから
3. 通告・連絡・相談先との連携が期待どおりにならなかったから
4. 対応していた教員の異動があったから
5. 通告・連絡・相談先の職員の異動があったから
6. 通告・連絡・相談先が情報のフィードバックをしなかったから
7. その他(具体的に:)

問9-2は、問9で「2. 通告・連絡・相談をしなかった」に○を付けた方のみお答えください。

問9-2. 通告・連絡・相談しなかった理由は何ですか。(3つまで順に記入)
最も重要と思われるものから順に番号を3つご記入ください。

1番	2番	3番

1. 校内の対応で可能と判断されたため
2. 虐待であるとの判断に自信が持てなかったから
3. 虐待の程度が軽いと考えられたため
4. 家庭のプライバシーを侵害すると考えたため
5. 自分たちには守秘義務があるから
6. 保護者との関係が険悪になるおそれがあったから
7. 生徒がいやがるのではないかと思ったから
8. 生徒にさらなる被害が出るのではないかと思ったから
9. 上司や同僚が通告することに消極的であったから
10. 通告等の手続きが煩わしいと思ったから
11. 通告等の手続きがわからなかったから
12. 通告・連絡・相談してもうまく対応してくれるとは思えなかったため
13. その他(具体的に:)

問10. 児童相談所、福祉事務所、市町村以外の機関と連携しましたか。(1つだけ○)

1. 連携した
2. 連携しなかった → 質問は終了です。ありがとうございました。

問10-1. どの機関と連携しましたか。(いくつでも○)

1. 児童相談所
2. 都道府県の福祉事務所
3. 市町村の福祉関係課
4. 市町村の保健関係課
5. 保健所
6. 市町村保健センター
7. 医療機関
8. 警察
9. 家庭裁判所
10. 民間虐待防止団体
11. 児童委員
12. 人権擁護委員
13. 都道府県教育委員会
14. 区市町村教育委員会
15. 教育相談機関
16. 学童保育施設
17. 児童虐待防止ネットワーク(回答の手引き参照)
18. その他(具体的に:)

問10-2. どのような連携を図りましたか。(いくつでも○)

1. 電話による通告・連絡・相談
2. 関係機関との一度の協議・相談
3. 関係機関との継続的な協議・相談
4. 一緒に保護者に面接した
5. 一緒に生徒に面接した
6. 役割分担しながら一体的に対応した
7. その他(具体的に:)

問10-3. 連携はうまくいきましたか。

(1つだけ○)

- 1. うまくいった
- 2. うまくいった部分もある
- 3. うまくいかなかった

問10-3-1. うまくいったと思われる理由は何ですか。

(いくつでも○)

- 1. 子どもの行動への具体的な対応策が得られた
- 2. 子どもが保護された
- 3. 家庭への具体的な対応策が得られた
- 4. 保護者の態度に具体的な変化が見られた
- 5. 専門的なアドバイスが得られた
- 6. 職務上の負担が軽減された
- 7. 精神的なサポートを得ることができた
- 8. その他(具体的に:)

問10-3-2. どうして連携がうまくいかなかったとお考えですか。

(いくつでも○)

- 1. 虐待やその緊急度に対する認識をめぐって意見の相違があったから
- 2. 連携先機関が具体的に動いてくれなかったから
- 3. 多忙なため連携する時間がなかったから
- 4. こちらの望む対応と連携先の対応がずれたから
- 5. 連携先がその後の動きなどを知らせてくれなかったから
- 6. 連携先から他の機関を紹介されたから
- 7. 連携先の担当者が異動して関与が中断したから
- 8. 連携の核になる機関がなく、その後疎遠になってしまったから
- 9. 連携することに上司や同僚の理解、協力を得ることが困難であったから
- 10. 学校全体の雰囲気が悪くなったから
- 11. 子どもや保護者などの状況に具体的な改善が見られなかったから
- 12. 連携を図る前に問題が解決されてしまった
- 13. その他(具体的に:)

質問は以上で終了です。ご協力、誠にありがとうございました。

意識調査

アンケート調査へのお願い

学校や児童福祉施設による児童虐待へのより積極的な取り組みが求められています。この調査は、全国の小学校、中学校、幼稚園、保育所、児童館のご協力をいただき、子どもの虐待に対して、それぞれの施設がどのような対応を行い、どのような課題を抱えているのかを明らかにすることによって、各施設の実情に即した虐待対応に関するガイドラインを策定することを目的としています。

調査票は次の3つで構成されています。

- ① 調査票Ⅰ：施設の属性と虐待事例への遭遇の有無
- ② 調査票Ⅱ：事例調査
- ③ 調査票Ⅲ：意識調査

本調査票は③の意識調査です。各職種それぞれお1人ずつの先生方に、虐待への認識や対応のあり方などについてお伺いするものです。

ご多用のところ誠にお手数をおかけしますが、本調査の趣旨をご理解いただき、調査にご協力賜りますようお願い申し上げます。

お答えいただいた調査票は、統計的に処理することとし、公表に際しましては、学校名や個人名が特定されることは一切ございません。研究結果は「厚生労働科学研究報告書」として取りまとめるとともに、日本子ども家庭総合研究所のホームページにおいて公表しますので、ご覧いただきたいと存じます。

日本子ども家庭総合研究所 <http://www.aiiku.or.jp/index.php>

なお、ご記入に当って、ご不明な点などがありましたら、お手数ですが、下記までお問い合わせください。

日本子ども家庭総合研究所 才村 FAX 03-3473-8408、Eメール saimura@aiiku.or.jp

意識調査のご記入に当って

※別紙「回答の手引き」をご参照ください。

・校長、教頭、各学年主任、各学年担任、児童指導主任、養護教諭、スクールカウンセラーなど、それぞれお1人りずつの先生方にご記入いただきます。

●あなたご自身について

F 1. 性別

1. 男性
2. 女性

F 2. 年齢

 歳

F 3. あなたの主たる職種

1. 校長
2. 教頭
3. 学年主任
4. 学年担任
5. 児童指導主任
6. 養護教諭
7. スクールカウンセラー
8. その他 ()

F 4. 教員経験年数

 年目

F 5. 現任校での現職経験年数

 年目

F 6. あなたが受け持っている学年

1. 1年生
2. 2年生
3. 3年生
4. 4年生
5. 5年生
6. 6年生
7. 学年を受け持っていない

問4. 今後、虐待が疑われたり虐待を発見した場合、あなたは通告しますか。

(1つだけ○)

1. 必ず通告する
2. 場合によっては通告する
3. 通告しない
4. わからない

→ 問4-1. どのような場合に通告されますか。

(いくつでも○)

- | | |
|------------------|------------------|
| 1. 重篤な虐待が認められる場合 | 2. 虐待の確証がある場合 |
| 3. 所属長の了解がある場合 | 4. 学校全体の了解がある場合 |
| 5. 教育委員会の了解がある場合 | 6. 保護者の了解が得られる場合 |
| 7. 子どもの了解が得られる場合 | 8. その他(具体的に:) |

→ 問4-2. 通告しない理由について最も重要と思われるものから順に番号を3つご記入ください。

(3つまで順に記入)

1番	2番	3番

1. 虐待問題は学校が対応すべき事柄であるから
2. 虐待であるとの判断に自信が持てないから
3. 家庭のプライバシーを侵害すると考えるため
4. 自分たちには子どもや家庭の秘密を守る義務があるから
5. 通告することにより、保護者との関係が険悪になるおそれがあるから
6. 通告することにより、虐待を受けた児童がいやがるおそれがあるから
7. 通告することにより、児童にさらなる被害が出るおそれがあるから
8. 上司や同僚が通告に反対しそうだから
9. 通告手続きが煩わしいから
10. 通告手続きがわからないから
11. 通告先が適切に対応してくれるとは思えないから
12. 誰が通告したかわかってしまうおそれがあるから
13. その他(具体的に:)

問5. 虐待が疑われたり、虐待を発見した場合、校内の誰に相談しようと思いますか。

(いくつでも○)

- | | | | |
|-----------|----------------|---------------|---------|
| 1. 校長又は教頭 | 2. 担任 | 3. 他の学年担任 | 4. 養護教諭 |
| 5. 学年主任 | 6. 児童指導主任 | 7. スクールカウンセラー | |
| 8. 相談しない | 9. その他(具体的に:) | | |

→ 問5-1. なぜ相談されないのですか。

(いくつでも○)

1. 相談しても効果的なアドバイスや対応策が期待できないと思うから
2. 自分自身、忙しすぎて相談する時間がないから
3. 他の教職員が忙しすぎて相談しづらいから
4. 自分で対応するのが担任の責任と思うから
5. その他(具体的に:)